

愛知県新体育館整備・運営等事業 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
1	用語集	iii						事業者より本事業に係る業務を直接受託せず、かつ出資を行う企業は“構成企業”と見なす、という認識でよろしいでしょうか。	出資者が構成企業となります。
2	コンセプト	1	1	(1)				コンセプトには、アジア大会を開催できる施設、全国大会を開催できる施設とありますが、具体的な競技種目をご教示いただけませんか。また、各競技における施設・設備基準をお示しいただけますよう宜しくお願い致します。	入札説明書等公表時に示します。
3	事業目的	1	1	(1)	エ			アジア大会開催有無に関らず、アジア大会想定期間中の利用料および大会備品処分費用等につきましては、県負担という理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
4	事業目的	1	1	(1)	エ			「国際スポーツ大会などの誘致」と記述ありますが、過去の基本計画からバスケットボール、バレーボール、アイスホッケー、アイスフィギュアが該当すると認識しております。誘致したい競技および優先順位をご提示願います。	入札説明書等公表時に示します。
5	事業方式	2	1	(1)	オ	(ア)		地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に基づき、公の施設の指定管理者制度を併用することが想定されていますが、事業者は指定管理受託収入を得ることができると考えてよろしいでしょうか。	指定管理料は想定していません。
6	事業方式	2	1	(1)	オ	(ア)		事業者の使用許可権限を付与するとありますが、事業者が新体育館の所有権を移転した後、県から建物を賃借する必要はなく、使用許可権限をいただけたと考えてよいでしょうか。	利用者への（一部）床貸しに関する使用許可を与える権限についてです。 建物全体の賃借のことはありません。
7	事業方式	2	1	(1)	オ	(ア)		県はホスピタリティの向上に資するサービスに関して具体的にどのような内容をご想定されているかご教示ください。	ネーミングライツなどの広告収入や、多様な利用者に対する観戦体験や飲食の提供などのサービス等を想定しています。
8	対象施設	2	1	(1)	オ	(イ)		(イ) 対象施設にある本事業の対象地が、運営権の対象地との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	対象施設	2	1	(1)	オ	(イ)		特定事業を行う施設を複数の分棟で構成することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
10	対象施設	2	1	(1)	オ	(イ)		本事業の対象地全体を事業者が管理するというのでしょうか。仮にランニングコースを計画地内に整備する場合、当該コースの管理も事業者にて行うということでしょうか。また緑地部分についての植栽管理も同様の認識でしょうか。	ご理解のとおりです。
11	維持管理業務	2	1	(1)	オ	(ウ)		「修繕等業務」につきまして、運営上の修繕費には不動産以外の部分も含まれると想定していますが、どこまでが含まれるか、詳細をご提示願います。	維持管理は計画地全体を想定していますので、修繕の対象も同じです。
12	運営実施業務	2	1	(1)	オ	(ウ)		「行政等への協力業務」について、詳細をご提示願います。	入札説明書等公表時に示します。
13	事業範囲	2	1	(1)	オ	(ウ)		本事業範囲に、既存施設（野球場、公園施設等）の解体・撤去や、樹木の伐採・抜根は含まれず、更地の状態から建設工事に着手するとの理解でよろしいでしょうか。	本事業とは別に、既存施設の撤去等の事業を行います。詳細については、入札説明書等公表時に示します。
14	特定事業 任意事業	2	1	(1)	オ	(ウ)	ab	新体育館に飲食、物販、宿泊、駐車場、その他商業施設を付帯させた場合、それらが特定事業に該当するののか、任意事業に該当するののかの明確な判断基準をお示しください。	特定事業と任意事業は、会計を別にすることを想定しています。また明確に区分所有する必要があります。
15	任意事業	2	1	(1)	オ	(ウ)	ab	任意事業において、都市公園法に定める便益施設の設置許認可権者は名古屋市になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

愛知県新体育館整備・運営等事業 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
16	任意事業	2	1	(1)	オ	(ウ)	ab	任意事業に必要な施設を新体育館と一体で整備した場合、運営権の設定はその施設を除いた部分のみに設定されるという事で宜しいでしょうか。その場合、任意事業部分を区分所有登記が可能な建築物とする必要が有りますでしょうか。またその場合、共用部の取扱についてもご教示ください。	特定事業と任意事業は、会計を別にすることを想定しています。また、明確に区分所有する必要があります。
17	任意事業	2	1	(1)	オ	(ウ)	ab	任意事業に必要な施設は運営期間の終了と同時に撤去・解体することを想定していますでしょうか。実際の状況に応じて撤去解体の方法および時期等につき、運営期間終了時までに協議の場を設けていただくようお願いいたします。	原則ご理解のとおりですが、任意事業終了時の取扱いについては、別途協議することを想定しています。
18	任意事業	2	1	(1)	オ	(ウ)	b	任意事業として計画地内に建物を建設、設置し、運営する場合の権原をご教示ください。	任意事業についても、公園施設設置許可を受けた上で、事業を実施することを想定しています。
19	任意事業	2	1	(1)	オ	(ウ)	b	任意事業を行う施設部分を事業者が区分所有することを前提としたうえで、任意事業を行う施設と特定事業を行う施設を合築することは可能でしょうか。また、この方法による場合において、任意事業の事業期間及び運用方法について特に留意すべき点があればご教示ください。	特定事業と任意事業は、会計を別にすることを想定しています。また、明確に区分所有する必要があります。なお、事業期間については、原則特定事業と同じですが、事業者の提案に基づき協議することも想定しています。
20	任意事業	2	1	(1)	オ	(ウ)	b	任意事業を整備したいと考えた場合、別の建物で計画すべき条件でしょうか。事業者提案として新体育館と一体で整備可能と示された場合、共用部を含めた取扱いや30年後の引渡し（解体撤去）はどのように考えましたら宜しいでしょうか。	特定事業と任意事業は、会計を別にすることを想定しています。また明確に区分所有する必要があります。なお、任意事業終了時の取扱いについては、別途協議することを想定しています。
21	任意事業における便 益施設について	2	1	(1)	オ	(ウ)	b	任意事業として対象公園内に整備する便益施設等については、都市公園法第五条の二に定める公募対象公園施設として、都市公園法施行令第六条第6項の適応（建蔽率の10%緩和）を受けられるという理解でよろしいでしょうか。	緩和の対象は休養施設、運動施設、教養施設です。詳細については、入札説明書等公表時に示します。
22	任意事業における便 益施設について	2	1	(1)	オ	(ウ)	b	任意事業における建築物やインフラ設備（埋設含む）等の、本事業期間終了時点での貴県による買取りや無償引取について、今後の個別対話の中で具体提案を挙げて議論させて頂けないでしょうか。	提案される任意事業の内容によりませんが、個別対話において詳しくお聞かせください。
23	任意事業について	2	1	(1)	オ	(ウ)	b	社会情勢・流行の変化に対応するため、適宜特定事業と相乗効果が期待できる事業については、貴県の承諾を得た上で実施できるという理解でよろしいでしょうか。	事業者選定時の提案による事業を想定しています。
24	任意事業施設について	2	1	(1)	オ	(ウ)	b	任意事業の施設については、SPC等の事業者所有になると思われませんが、県所有となる新体育館と合築する事は可能でしょうか。	特定事業と任意事業は、会計を別にすることを想定しています。また明確に区分所有する必要があります。
25	任意事業	2	1	(1)	オ	(ウ)	b	任意事業に伴い設置運営された諸施設は事業者の保有資産と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
26	任意事業	2	1	(1)	オ	(ウ)	b	任意事業について、対象施設（本施設）と一体で整備する場合の初期投資費用につきましては、予定価格の範囲内であれば、サービス購入料の内訳に含めることができるものと理解でよろしいでしょうか。	任意事業については、サービス購入料の内訳に含めることはできません。一体で整備することを否定はしませんが、投資費用は明確な分けが必要です。
27	任意事業について	2	1	(1)	オ	(ウ)	b	任意事業は「応募者又は構成企業、これらが出資する会社（事業者を含む）、事業者と連携する企業」が実施するものとされており、これらのうち、「事業者と連携する企業」は、参加資格申請の対象外であり、参加資格申請での明記は不要という理解でよろしいでしょうか。また、落札後の当該企業の変更は、県との協議により可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

愛知県新体育館整備・運営等事業 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
28	建設業務	3	1	(1)	オ	(ウ)	c ① ii	建設業務には、既存施設の撤去工事も含まれているのでしょうか。	含まれません。
29	建設業務	3	1	(1)	オ	(ウ)	c ① ii	完成後業務とは何を指しているのでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
30	建設業務	3	1	(1)	オ	(ウ)	c ① ii	① ii について、工事監理業務は建設業務の中に記載がありますが、設計業務にあたる企業が行ってもよいとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	建設業務	3	1	(1)	オ	(ウ)	c ① ii	建設業務中に含まれる完成後業務とありますが、想定されている具体的な業務内容をご教示ください。	入札説明書等公表時に示します。
32	準備業務	3	1	(1)	オ	(ウ)	c ② i	行政等への協力業務とは何を指すのでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
33	修繕等業務	3	1	(1)	オ	(ウ)	c ③ i	大規模修繕については後述のリスク分担表において貴県のご負担とされておりますが、その他修繕においても事業者の負担となる修繕項目や修繕額の上限を設定いただけませんか。	その他修繕はすべて事業者の負担となります。
34	運営実施業務	3	1	(1)	オ	(ウ)	c ③ ii	行政等への協力業務とは何を指すのでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
35	運営実施業務	3	1	(1)	オ	(ウ)	c ③ ii	記載の運営実施業務から利用料金収入等を構成するSPCの収入を想定しますと、新体育館（メインアリーナ、サブアリーナ、多目的ホール）の利用収入、特定事業に含まれる駐車場利用収入、更に、5頁（ウ）に記載のネーミングライツによる収入で成り立っていると考えてよろしいのでしょうか。	ネーミングライツなどの広告収入や、多様な利用者に対する観戦体験や飲食の提供などのサービス等を想定しています。
36	統括マネジメント業務について	4	1	(1)	オ	(ウ)	c ⑤	統括マネジメント業務のうち「統括管理業務」については、原則としてその責任者の常駐配置を必須とするものとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合、設計・建設期間と維持管理・運営期間では異なる構成企業からの配置となることも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	事業期間	4	1	(1)	カ			アジア大会開催期間中の取扱いに関して、アジア大会開催期間を大会準備期間を含めて具体的な年月または日数をご教示下さい。	入札説明書等公表時に示します。
38	事業スケジュール	4	1	(1)	キ			新体育館の設計・建設期間は2021年6月から2025年3月と記載され、2019年6月に貴県が公表した本事業の基本計画（概要）3頁で示されている想定スケジュールから変更がないものと認識していますが、当該基本計画には基本設計の期間が含まれていません。 ①本事業の基本設計は、既に県にて作成済みであり、提案者は当該基本設計に基づき提案を行うことを想定されていますでしょうか。 ②上記①が是の場合、公平性の観点から当該基本設計を入札を検討する事業者に対して開示するとの理解で宜しいでしょうか。なお、この場合、特殊な施設整備を要する本事業への民間の創意工夫を発揮する機会が限定される可能性があると考えます。 ③上記①が否の場合、基本設計は事業者が行うこととなりますが、本事業と同等の延床面積を有する有明アリーナにおいては基本設計に7か月を要しています。民間事業者の応募意欲（複数入札）を確保する観点で、民間事業者の意見を踏まえ、基本設計に要する期間を考慮し、完工・運営開始時期の後ろ倒しを含むスケジュールを見直し頂けますでしょうか。	事業者が基本設計程度の作業を行ったうえで、提案することを想定しています。 また、十分に可能なスケジュールであると考えており、事業スケジュールを見直すことは想定していません。

愛知県新体育館整備・運営等事業 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項目	質問内容	回答
39	事業スケジュール	4	1	(1)	キ		No.1・No.2の質問・意見事項に対する貴県のご判断が、アジア大会開催期間中の運営業務を事業者の業務に含めることとし、又は本施設の設計・建設期間のスケジュールの見直しが不可であるとの結論である場合、アジア大会開催の1年程度前に本施設の引渡しと運営業務開始を必須とする理由をご教示ください。	2025年の大相撲名古屋場所の開催及びアジア大会テスト大会（1年前を想定）などを予定しています。
40	事業スケジュール	4	1	(1)	キ		「2025年4月 施設の供用開始」とありますが、事業者提案によっては操業を前倒しされる可能性もございますでしょうか。	想定していません。
41	事業スケジュールについて	4	1	(1)	キ		直近の同規模類似例である有明アリーナは、基本設計期間7か月、実施設計期間12か月、工事期間33か月、合計52か月です。提示されている事業スケジュールは、46か月です。有明アリーナと比較すると、基本設計期間が無いスケジュールです。これには、下記二つの問題点があります。	本事業は、早い段階で(昨年6月)に基本計画を公表し、基本的な考え方も1月に公表しており、十分な時間をかけていると考えています。
42	事業スケジュールについて	4	1	(1)	キ		(上段からの続き) 問題点1. 提案書そのものが、基本設計レベルに達していなければ事業スケジュールに間に合いません。 そのために、事業者各社には、数億円レベルの基本設計費用を負担させることとなります。	事業者の基本設計費用を負担させることを想定していません。事業者が提案時にどこまで作業するかは、事業者の判断です。
43	事業スケジュールについて	4	1	(1)	キ		(上段からの続き) 問題点2. 様々な行政協議(法制度・ガバナンス等)基本設計期間において、充分尽くさなければならぬ内容を、詰めることができないまま、全てを実施設計期間へ持ち越し、防災評定・大臣認定・付帯施設の用途協議・全体運営についての県との協議など多岐に亘り、実施設計に多大な影響が出ます。 このスケジュールでは、次世代に引き継ぐべきお手本となるような新しいアリーナを創造することはかなり、難しいと考えます。 「5. ガバナンスに関する事項」にあるように、行政、設計・建設者、運営者との創造的な協議は、基本設計段階に大きな方針を決め、事業シミュレーションをし、これを設計へフィードバックして行かないと、詳細の実施設計では、大きな手戻りが発生するか、出来上がった品質が高くない無いものができる可能性があります。 事業スケジュールについて、基本設計期間を設定いただくようお願い致します。	十分に可能なスケジュールであると考えており、事業スケジュールを見直すことは想定していません。
44	サービス購入料	4	1	(1)	ク	(ア)	本事業における設計・建設費相当額の一部をサービス購入料として事業者を支払うということは、BT方式における新体育館の県への譲渡価格＝サービス購入料となり、運営権対価の実際の支払は行われないという事になりますでしょうか。 もしくはあくまでサービス購入料の予定価格は、県が実質的に負担する金額を表すものであり、新体育館の県への譲渡は、設計・建築費相当額にて実行され、別途運営権者より運営権対価の支払が行われるという想定で宜しいでしょうか。	県が事業者に対して設計・建設費相当額の一部をサービス購入料として支払うことを想定しており、事業者が県に対して運営権対価相当額を実際に支払うことは想定していません。
45	サービス購入料	4	1	(1)	ク	(ア)	サービス購入料の予定価格は消費税及び地方消費税額込みの価格で提案すればよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
46	サービス購入料について	4	1	(1)	ク	(ア)	サービス購入料の提案にあたり、現在価値計算は不要と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。

愛知県新体育館整備・運営等事業 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
47	サービス購入料について	4	1	(1)	ク	(ア)		設計・建設費用の一部をサービス対価として支払うとのことですが、設計・建設費総額からサービス対価として受領する金額を除いた金額が運営権対価との認識で齟齬は御座いませんかでしょうか。	設計・建設費相当額からサービス購入料を減じた額が、運営権対価相当額と一致します。
48	サービス購入料について	4	1	(1)	ク	(ア)		貴県への運営権対価の支払い方法は、貴県からの設計・建設費用の支払額と事業者からの運営権対価の支払額を相殺するとの認識で齟齬は御座いませんかでしょうか。	県が事業者に対して設計・建設費相当額の一部をサービス購入料として支払うことを想定しており、事業者が県に対して運営権対価相当額を実際に支払うことは想定していません。
49	サービス購入料について	4	1	(1)	ク	(ア)		事業期間中に契約解除となる場合、運営権の未償却残高相当額は貴県から返還されるとの理解で齟齬は御座いませんかでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
50	サービス購入料について	4	1	(1)	ク	(ア)		貴県の債務負担行為の設定は、設計・建設費用総額に対して実施されるとの理解で齟齬は御座いませんかでしょうか。	債務負担行為の設定は、設計・建設費相当額の一部となるサービス購入料です。
51	サービス購入料について	4	1	(1)	ク	(ア)		「事業者は、算出根拠となる設計・建設費…示すものとする」とありますが、「県は…示すもの」の誤りではありませんでしょうか。	誤りではありません。事業者はサービス購入料の総額に加えて、その算出根拠となる各費用の内訳も参考として示すものとしします。
52	サービス購入料について	4	1	(1)	ク	(ア)		サービス対価の予定価格を設定し、とありますが、設定された予定価格を超えて入札した場合には失格との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	サービス購入料について	4	1	(1)	ク	(ア)		事業者は運営権対価相当額については参考として示すとありますが、入札・提案時にはサービス対価のみでの入札であり、評価は入札したサービス対価の多寡によってされるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
54	サービス購入料について	4	1	(1)	ク	(ア)		サービス購入料の中に、SPC設立費用等の開業関連費は含まれると理解してよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
55	サービス購入料について	4	1	(1)	ク	(ア)		「県は、本事業における設計・建設費相当額の一部をサービス購入料として事業者に支払う予定であり、サービス購入料の予定価格を設定」することとなっております。入札に際して価格点として評価される対象は設計・建設費に係るサービス購入料のみで、維持管理・運営費、運営権対価、ネーミングライツおよび設定利用料金については対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
56	サービス購入料について	4	1	(1)	ク	(ア)		サービス購入料の算出根拠となる設計・建設費、維持管理・運営費相当額、利用料金収入等相当額及び運営権対価相当額についても参考として示すとありますが、これらの数値に関して評価の対象とするのか、対象とする場合にはどの程度評価の対象とするのかお示してください。	入札説明書等公表時に示します。
57	サービス購入料について	4	1	(1)	ク	(ア)		設計・建設費の対価について、新体育館の引渡及び所有権移転時（2025年3月末）に割賦債権が全額確定するものとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
58	サービス購入料について	4	1	(1)	ク	(ア)		運営権対価相当額とは、施設整備費とサービス購入料との差額という理解でよろしいでしょうか。また、資産として計上するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 資産計上については、事業者にてご判断ください。
59	サービス購入料・運営権対価について	4	1	(1)	ク	(ア)		万一の場合の事業継続のため、債務負担行為の追加設定によるサービス購入料の増額や運営権対価の実質的減額が可能なスキームをご検討頂けないでしょうか。	事業スキームは実施方針のとおりです。

愛知県新体育館整備・運営等事業 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
60	任意事業	5	1	(1)	ク	(イ)		任意事業は事業者と連携する企業まで含まれるとのことですが、連携する企業はSPCへの出資やSPCからの業務受託を行っている必要はないとの理解で齟齬は御座いませぬでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	任意事業	5	1	(1)	ク	(イ)		図表1を見ると、任意事業については、SPCの利用料金収入等の対象外である（SPCの収入から独立した事業である）と理解できますが、それでよろしいでしょうか。つまり、任意事業は、SPCの管理下において特定事業に連携した業務を行うが、当然に支払うべき費用を除いては、任意事業による収入はSPCの会計とは関係ないものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	任意事業	5	1	(1)	ク	(イ)		「事業者と連携する企業」の定義をお示しください。	任意事業は特定事業と連携し業務を実施することを想定しており、企業も連携することを想定しています。
63	任意事業について	5	1	(1)	ク	(イ)		社会情勢等により事業者の独立採算による任意事業の継続が困難となった場合、基本契約のうち任意事業のみの部分解除を認めていただけないでしょうか。事業者の独立採算による任意事業が基本契約に影響を及ぼすスキームでは、金融機関からの融資を必要とする場合には融資条件が厳しくなり事業費が増加する可能性が生じます。	入札説明書等公表時に示します。
64	利用料金収入等	4	1	(1)	ク	(ウ)		「ホスピタリティの向上に資するサービスの提供」とは、(イ)任意事業とは別に行う特定事業という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	利用料金収入等	5	1	(1)	ク	(ウ)		事業者が利用料金を設定する上で、貴県と協議と御座いますが、貴県との協議の他、順守すべき法令等は御座いますでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
66	利用料金収入等	5	1	(1)	ク	(ウ)		ホスピタリティの向上に資するサービスの提供の他、貴県と事業者が賃貸借契約を締結することは御座いますでしょうか。	現在のところ想定はしていない。
67	利用料金収入等	5	1	(1)	ク	(ウ)		貴県と事業者間の賃貸借契約に係る賃料はどのように設定されるのでしょうか。	賃料は運営権対価相当額に含まれます。
68	利用料金収入等	5	1	(1)	ク	(ウ)		「利用料金は事業者の提案に基づき、県と協議の上で事業者が設定し」とございますが、PFI法第23条第3項に基づく、公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合における地方自治法の特例制度が適用可能であり、この場合公の施設に関する利用料金の設定について地方自治法第244条の2第9項に基づく承認を受ける必要はないという認識で宜しいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
69	利用料金収入等	5	1	(1)	ク	(ウ)		「入場料が無料又は少額な行事日(以下、「一般利用日」という。）」とは具体的にどのような利用を想定しているか詳細をご提示願います。(市民のスポーツ利用、企業の運動会、自治体による成人式、学校によるスポーツ大会、県主催の空手道大会、学生選手権大会など)	入札説明書等公表時に示します。
70	利用料金収入等	5	1	(1)	ク	(ウ)		一般利用日につきまして、年間何日以上確保、メインアリーナ / サブアリーナ どちらの稼働でも良し、などの条件はございますでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
71	利用料金収入等	5	1	(1)	ク	(ウ)		「事業者が県と賃貸借契約を締結のうえ、第三者に転賃貸借を行うことも可能」とございますが、飲食サービス業者(第三者)と転賃貸借契約/テナント契約を結ぶ場合、まずは運営事業者と県との間での賃貸借契約が必要となるという理解で宜しいでしょうか。また、運営事業者と県との間での賃貸借契約には費用が伴うのでしょうか。その場合、運営権対価+賃貸借契約での費用、と二重支払いとなることを懸念しております。	入札説明書等公表時に示します。なお、賃料については運営権対価相当額に含まれます。

愛知県新体育館整備・運営等事業 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
72	利用料金収入等	5	1	(1)	ク	(ウ)		「事業者が行うホスピタリティの向上に資するサービス」の定義は何でしょうか。VIP向けのサービスに留まらず、一般の来場者に提供する飲食事業等もホスピタリティの向上に資するサービスに含まれますでしょうか。	ネーミングライツなどの広告収入や、多様な利用者に対する観戦体験や飲食の提供などのサービス等を想定しています。
73	利用料金収入等について	5	1	(1)	ク	(ウ)		「事業者が県と賃貸借契約を締結の上、第三者へ転貸借を行うことも可能」とありますが、その場合、運営権対価とは別に賃借料を設定することを想定されていますでしょうか。	賃借料は運営権対価相当額に含まれます。
74	ネーミングライツについて	5	1	(1)	ク	(ウ)		ネーミングライツに関わる商品開発については事業者からの自由提案という認識でよろしいでしょうか。	社会通念上問題のない範囲で提案できることを想定しています。
75	利用料金収入等	5	1	(1)	ク	(ウ)		【少額な行事日】とありますが、少額とはどの程度の額及びどのような行事を想定されているのでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
76	利用料金収入等	5	1	(1)	ク	(ウ)		【少額な行事】以外の利用料金については事業者が自由に設定できるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
77	利用料金収入等	5	1	(1)	ク	(ウ)		事業者が県と賃貸借契約を締結のうえ、第三者に転貸借を行うことも可能です、とありますが、第三者に転貸借を行う場合のみ、事業者は県と賃貸借契約を締結するという意味でしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
78	利用料金収入等	5	1	(1)	ク	(ウ)		メインアリーナの利用について、大相撲、全国大会、国際大会などによる制約（日程、料金）がある場合には、収支計画に大きく影響しますので、早期の情報開示をお願いいたします。	入札説明書等公表時に示します。
79	利用料金収入等	5	1	(1)	ク	(ウ)		一般利用日は誰がどのように決定するものでしょうか。事業者側で自由に決定することは可能でしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
80	利用料金収入等	5	1	(1)	ク	(ウ)		「入場料が無料又は少額な行事日(以下、「一般利用日」という。)の利用料金については、県が定める条例の範囲内で事業者が設定し、自らの収入とする」とされていますが、維持管理・運営業務についてはサービス購入料の支払い対象外ですので、一般利用日以外についても、利用動向や社会経済情勢の変化などにより事業者が柔軟に変更ができるようご検討をお願いいたします。	入札説明書等公表時に示します。
81	利用料金収入等	5	1	(1)	ク	(ウ)		入場料が無料又は少額な行事日の利用料金については県が定める条例の範囲内で事業者が設定、とありますが、条例とは既存の条例でしょうか、もしくは新たに制定する条例でしょうか。事業収支の検討に際し、利用料金の設定が重要ですので、入札説明書公表までの確定をお願いします。	条例は地方自治法第244条の2に基づく条例です。利用料金の設定については、入札説明書公表時に示します。
82	利用料金	5	1	(1)	ク	(ウ)		「利用料金は事業者の提案に基づき、県と協議の上で事業者が設定」とありますが、利用料金の上限価格（上限単価）の制約はないものとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
83	利用料金	5	1	(1)	ク	(ウ)		アジア大会、及びアジア大会のリハーサル大会期間中の利用料金について、県の考え方をお示し頂けますでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
84	利用料金	5	1	(1)	ク	(ウ)		大相撲の準備期間を含めた開催期間の利用料金設定についてお示し頂けますでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
85	利用料金	5	1	(1)	ク	(ウ)		スポーツイベントの開催日数等、利用条件の制約等があれば、お示し頂けますでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。

愛知県新体育館整備・運営等事業 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
86	ネーミングライツ	5	1	(1)	ク	(ウ)		ネーミングライツの事業期間については、維持管理・運営期間と同様に、2025年4月から2055年3月の30年間として提案するものとの理解でよろしいでしょうか。公園内のネーミングライツに関わる規制についてお示し頂けますでしょうか。	愛知県広告掲載要綱及びネーミングライツ導入ガイドライン等に準じる必要があります。
87	サービス	5	1	(1)	ク	(ウ)		「ホスピタリティの向上に資するサービスの提供」とのことですが、県は具体的にどのようなサービスをイメージしているのか、お示し頂けますでしょうか。	ネーミングライツなどの広告収入や、多様な利用者に対する観戦体験や飲食の提供などのサービスを想定しています。
88	賃貸借契約	5	1	(1)	ク	(ウ)		「事業者が県と賃貸借契約を締結のうえ、第三者に転賃賃借をおこなうことも可能」とのことですが、県と締結する場合の賃貸借契約の案をお示し頂けますでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
89	利用料金収入	5	1	(1)	ク	(ウ)		実施方針において「また、入場料が無料・・・県が定める条例の範囲内」とありますが、この条例はどの条例を指すものであるかご教示ください。	地方自治法第244条の2に基づく条例です。
90	利用料金収入	5	1	(1)	ク	(ウ)		本事業における公の施設について、指定管理者の権原で利用料金を設定する場合、貴県はPFI法第23条第3項の定めのとおり、公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合における地方自治法の特例制度の適用を考えているとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
91	利用料金収入	5	1	(1)	ク	(ウ)		ネーミングライツに基づく新体育館等の名称の設定について、貴県の承諾は必要でしょうか。必要となる場合でも、その名称が社会通念上著しく不相当と認められるような場合でない限り、貴県の承諾は頂けるという理解でよろしいでしょうか。	愛知県広告掲載要綱及びネーミングライツ導入ガイドライン等に準じる必要があります。
92	利用料金収入等	5	1	(1)	ク	(ウ)		利用料金については県と「協議」とありますが、本事業は、公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合において、地方公共団体の承認を要しない旨の地方自治法の特例の適用対象となるかご教示ください。	入札説明書等公表時に示します。
93	利用料金収入等	5	1	(1)	ク	(ウ)		一般利用日以外の利用料金については、県が定める条例の範囲に関係なく設定できるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
94	利用料金収入等	5	1	(1)	ク	(ウ)		県が定める条例の範囲とは、上限及び下限の両方が定められるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
95	事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	6	1	(1)	ケ			原則として事業者に帰属と御座いますが、例外規定として想定されるものがありましたら、御教示いただけますでしょうか。	現段階で、具体的に想定しているものではありません。
96	事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	6	1	(1)	ケ			「原則として」とありますが、例外としてはどういったことが考えられるのでしょうか。ご教示下さい。	現段階で、具体的に想定しているものではありません。
97	事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	6	1	(1)	ケ			逆に、今回の新型コロナウイルスのような事業者の責に帰さない理由での収入減についての補填はあり得るのでしょうか。	現在のところ想定していません。
98	事業者による運営の結果生じる収益等の帰属について	6	1	(1)	ケ			「事業者の創意工夫によって生じる収入増及び経費節減による支出減については、原則としてその全額を事業者に帰属」することとされていますが、維持管理・運営段階での利用料収入の一定限度以上の減額については、その理由の如何を問わず県による差額の支払いはないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	6	1	(1)	ケ			「事業者の創意工夫によって生じる収入増及び経費節減による支出減については、原則としてその全額を事業者に帰属させることを想定」とありますが、一部が事業者に帰属しないケースが基本契約等で定められると理解することでよろしいでしょうか。	現段階で、具体的に想定しているものではありません。

愛知県新体育館整備・運営等事業 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
100	運営権	6	1	(1)	コ	(ア)		運営権は、事業期間の延長がなされた場合は当該延長後の事業終了日に当然に消滅するものとされていますが、かかる延長は運営権者が行使できるオプションであるのか、不可抗力等を理由とする合意延長であるのかご教示ください。	現段階で、具体的に想定しているものではありません。
101	運営権	6	1	(1)	コ	(ア)		任意事業は公共施設等運営権の存続期間が終了する後においても継続可能という理解でよろしいでしょうか。	任意事業の期間については、原則特定事業と同じですが、事業者の提案に基づき協議することも想定しています。
102	事業者の保有資産等	6	1	(1)	コ	(ウ)		任意事業に伴い設置運営された諸施設は事業者の保有資産として事業期間終了後に処分することになると考えてよろしいでしょうか？	原則ご理解のとおりですが、任意事業終了時の取扱いについては、別途協議することを想定しています。
103	事業者の保有資産等	6	1	(1)	コ	(ウ)		本事業の実施のために事業者が所有する資産とは、どのようなものを指すのでしょうか。例えば、提案によって要求水準に追加となった機器、備品などはBTの対象となるため、所有権が発注者のものとなるという理解ですが、とすると事業者が所有する資産とは、具体例を挙げるとどういったものになるのでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
104	事業者の保有資産等	6	1	(1)	コ	(ウ)		県は事業者の保有資産について必要と認めたものを引き継ぐことができるとの規定がありますが、事業者側が別の場所で利用したい等の希望があった場合は、事業者の都合が優先されるのでしょうか。	新体育館の運営に必要な場合が優先です。
105	事業者の保有資産等 (備品等を含む)	6	1	(1)	コ	(ウ)		「事業者が所有する資産」とは具体的にどのようなものを指しますでしょうか。たとえば事業者が調達した備品は、県に所有権を移転するかどうか選択できるということでしょうか。	事業者が費用負担する備品や追加投資です。所有権を移転するかどうかは協議です。
106	事業者の保有資産等 (備品等を含む)	6	1	(1)	コ	(ウ)		貴県等が必要と認めたものを引き継がれる際に、当該資産が未償却残高がある場合、若しくは当該時点での換価価値が十分にある場合、未償却残高若しくは換価価値にてお買取りいただくことは可能でしょうか。	現在のところ想定していません。
107	存続期間終了時の取扱い	6	1	(1)	コ			運営権の存続期間が終了した際において、任意事業に関する建物や備品について、別棟または同一建物時についてそれぞれ詳細な条件をご教示いただけませんかでしょうか。	特定事業と任意事業は、会計を別にすることを想定しています。また、明確に区分所有する必要があります。なお、事業期間については、原則特定事業と同じですが、事業者の提案に基づき協議することも想定しています。
108	追加投資等の扱い	6		()				ここで指している追加投資等の追加とはいつの時点以降の追加を指しているのでしょうか。	運営開始後です。
109	施設・設備・備品等	6	1	(1)	サ	(ア)		事業期間終了時までには当該追加投資に係る事業者が保有していた場合の未償却残高相当額が存在する場合、当該相当額は貴県により事業者に支払われるとの理解で齟齬は御座いませんかでしょうか。	県の費用負担は想定していません。
110	追加投資等の取扱い	6	1	(1)	サ	(ア) (イ)		設備・備品等の資産の追加投資のうち、県の所有となるものと、事業者の所有になるものとの区分について貴県の見解をご提示願います。例えば、大型映像装置や照明のようなハードウェア、来場者向けアプリのようなソフトウェアはどのような取り扱いとなりますか。	所有の区分については協議することを想定しています。
111	施設・設備・備品等	6	1	(1)	サ	(ア)		事業者は、自らの責任及び費用負担により追加投資ができ、追加対象物は県の所有物となる旨の記載がありますが、県に対する贈与又は寄付に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	贈与又は寄付に該当しませんが、県の費用負担も想定していません。
112	大規模修繕	7	1	(1)	サ	(ウ)		大規模修繕は県が実施するものと理解していますが、かかる費用について事業者で資金調達を行う必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

愛知県新体育館整備・運営等事業 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
113	大規模修繕	7	1	(1)	サ	(ウ)		大規模修繕は県が実施するものと理解していますが、かかる費用は事業者の維持管理・運営費に含める必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	大規模修繕	7	1	(1)	サ	(ウ)		「詳細については、事業者と協議により決定しますが、大規模修繕期間中の休館に伴う営業補償は、行わないものとします」と記載されています。休館中の維持管理費相当額については貴県が事業者に対して支払うとの理解で宜しいでしょうか。	県は、大規模修繕に係る工事費用は負担しますが、それ以外の経費については負担しません。
115	大規模修繕	7	1	(1)	サ	(ウ)		大規模修繕の費用は貴県の負担と理解しましたが、修繕期間中の休館の際に発生する関連費用（休館中の維持管理費、水道光熱費等）についても貴県の負担という理解で宜しいでしょうか。	県は、大規模修繕に係る工事費用は負担しますが、それ以外の経費については負担しません。
116	大規模修繕について	7	1	(1)	サ	(ウ)		休館中の営業補償は行わないとのことですが、想定される休館期間はありますでしょうか。	事業者の提案によります。
117	大規模修繕	7	1	(1)	サ	(ウ)		県が妥当と判断した場合、大規模修繕を実施するとありますが、この大規模修繕はSPCに発注するのでしょうか。その場合、コストが合わない場合はどうされるのでしょうか。	実施する際の協議です。
118	大規模修繕期間中の営業補償	7	1	(1)	サ	(ウ)		大規模修繕期間中の休館に伴う営業補償は行わないとのことですが、事業収支に大きく影響するため、再考いただけますでしょうか。	実施方針記載のとおりです。
119	大規模修繕	7	1	(1)	サ	(ウ)		貴県の想定している大規模修繕の項目は設備機器、配線、配管、建築外壁、防水、客席、各種備品との理解でよろしいでしょうか。また、貴県の想定している施設の閉館が必要となる修繕期間をご教示ください。	事業者の提案によります。
120	本事業の概要	8						※2によると、開業準備業務は、事業者による実施設計完了後、貴県が設置管理条例の制定及び指定管理者の指定後に開始するとありますが、当該業務の期間は、2025年4月より前に完了するという認識でよろしいでしょうか。	開業準備業務→維持管理・運営業務に移行することを想定しています。
121	本事業の概要について	8						開館準備業務は「事業者の実施設計完了後、県が設置管理条例の制定及び指定管理者の指定を行った後に開始する」とされておりますが、当該業務は施設整備期間内に開始するものの、サービス購入料は設定されていないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	本事業の概要について	8						統括マネジメント業務は、「開業準備」、「維持管理」、「運営実施」のみ対象となっておりますが、「統括管理業務」、「総務・経理業務」及び「ガバナンス業務」はSPC設立後から生じる業務と思料しますので「設計建設」も対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	本事業の概要	8						<図表2本事業の概要>において、開館準備、維持管理、運営実施という各業務に対応した運営権設定範囲が示されております。各施設や敷地に対応した運営権施設の設定範囲に関してご教示願います。	入札説明書等公表時に示します。
124	本事業の概要	8						業務内容における「開館準備業務」について、オ（ウ）事業範囲に示す「②」開業準備業務」と名称を異としている背景・考え方をご教示ください。同一内容を示すのであれば、名称の統一をご検討ください。	ご指摘を踏まえ、入札説明書において訂正します。

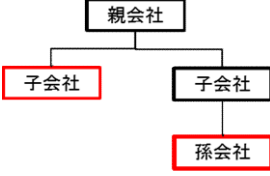
愛知県新体育館整備・運営等事業 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項目	質問内容	回答
125	開館準備	8					開館準備は「実施設計完了後、県が設置管理条例の制定及び指定管理者の指定を行った後に開始」とありますが、対象施設の施工期間中（竣工・引渡前）から開館準備を始めてよいとの理解でよろしいでしょうか。 また開館準備は2025年4月の供用開始までに完了するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。開業準備業務→維持管理・運営業務に移行することを想定しています。
126	図表2 本事業の概要 開業準備期間	8					2021年6月～2025年4月の内、開業準備期間は最低何年等の期間は定めていないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	スケジュール	9	2	(2)			11月の個別対話・12月の個別対話の回答の公表より、12月の提案書提出では、期間が短くこのような大規模事業では反映が難しいと感じます。個別対話を8～9月行って早めの回答をいただく事はできませんでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
128	選定の手順及びスケジュール	9	2	(2)			個別対話は参加表明後の1回のみと見受けられますが、個別対話の結果により参加表明書の取り下げは可能であり、取り下げることによってのペナルティは無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	選定の手順及びスケジュール	9	2	(2)			個別対話に関する回答の公表は、事業提案書の締切の少なくとも1ヵ月前にしていだけませんかでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
130	スケジュール	9	2	(2)			入札公告から提案書提出までの期間が4か月と短いことから、提案書の項目、枚数に関しては考慮をお願いします。	入札説明書等公表時に示します。
131	スケジュール	9	2	(2)			質問回答の公表は、「2020年9月」とありますが、P.10では「2020年8月5日（水）にWebページにおいて回答する予定」とありますので、「2020年8月」が正との理解でよろしいでしょうか。	2020年9月は、入札説明書等に関する質問回答の公表です。
132	スケジュール	9	2	(2)			個別対話の回答が12月と提出直前であり、提案書に反映できない可能性があります。回答を早めていただくか、提出を伸ばしていただけますでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
133	スケジュール	9	2	(2)			2021年4月に予定している基本仮契約と6月に予定している基本契約の違いについてご教示ください。	この契約は愛知県議会の議決を要するため、仮契約締結後、直近に行われる愛知県議会に提出し、議決を経た上で契約を確定します。
134	選定の手順及びスケジュール	9	2	(2)			2か月の間に基本仮契約と基本契約の各々について締結を求める理由ならびに両者の内容における差異をご教示ください。	この契約は愛知県議会の議決を要するため、仮契約締結後、直近に行われる愛知県議会に提出し、議決を経た上で契約を確定します。
135	応募者等の構成及び参加・資格条件	11	2	(4)			応募者は、本事業の実施に足る資金及び経営マネジメント体制を備えた単独の応募企業又は応募グループとありますが、設計業務及び工事監理業務、建設業務にあたる企業要件を満たせば、経営マネジメント企業のみでも応募は可能なのでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	応募者の構成	11	2	(4)	ア		建物の設計、建築、運営、維持管理の委託先を入札により選定するDB+コンセッション方式のPFIにも関わらず、設計、建築、運営、維持管理を実施する構成企業を決めない（明記しない）まま提案が可能であり、また、実施する構成企業の有無は評価しないということは、委託先の選定責任を放棄しているに等しいと考えますが、このような不自然な形式となった理由をご教示ください。	発注者（県）は事業を実施する事業者（SPC）を選定し、SPCが各業務を行う者を選定し事業を実施することが、本来のかたちであると認識しています。

愛知県新体育館整備・運営等事業 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
137	応募者の構成	11	2	(4)	ア			設計・建設・運営を実施する企業の明記は不要であり、評価しないということは、設計を行う企業の技術と実績、建設を行う企業の技術と実績、運営を行う企業の手腕と実績等に基づく提案内容の実現性やサービス購入料の予定価格の蓋然性の評価は行わず、統括マネジメント業務を行う企業の責任能力のみを評価するという事になるという理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
138	応募者の構成	11	2	(4)	ア			提案上、統括マネジメント業務を行う企業以外の構成企業の明記は不要との事ですが、基本協定及び基本契約締結時には、契約建設・維持管理運営を行う企業は必要なく、SPCへの出資も不要という理解でよろしいでしょうか。	契約手続き段階において、当該業務を担当する企業が決定し、県の承認を受けている場合は、適宜、明記することとなります。なお、SPCへの出資については、事業者の判断となります。
139	応募者の構成	11	2	(4)	ア			統括マネジメント業務を行う企業以外の構成企業の明記が不要の場合、全ての構成企業は落札者が決まって後、落札者の構成員として参画を希望、画策することとなり、全ての応募グループに参画するなど、適正な入札を阻害することとなる恐れがありますが、それを防止する為にどういった対策をとられる予定でしょうか。	実施方針記載のとおりです。
140	応募者等の構成	11	2	(4)	ア			代表企業とは応募手続きを行うことが主であり、事業開始時のSPCの代表権や取締役等の派遣、最大出資額等は求められないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	応募者等の構成	11	2	(4)	ア			構成企業は他の応募者として参加できない、とありますが、SPCから将来業務を受託する可能性がある企業は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	他の応募者の構成企業は、SPCの構成企業とはなれません。
142	応募者等の構成	12	2	(4)	ア			応募にあたって実施する企業名の明記の有無を評価しないとの事ですが、それでは業務の実施が可能であるか否かの判断が難しいように思いますが、いかがでしょうか。	総括マネジメント業務を実施する企業が、業務を実施可能か判断します。
143	応募者等の構成	12	2	(4)	ア			今回、協力企業という概念が無いようですが、代表企業、構成企業以外のSPCに出資しない企業を、業務を行う企業として応募する事は可能でしょうか。	SPCに出資する構成企業が応募することが可能です。
144	応募者等の構成	12	2	(4)	ア			業務一覧に示す①～④の業務において、実施する企業名の明記がない場合でも応募できるとありますが、明記した場合と明記しない場合とで、評価に違いはないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	応募者等の構成	12	2	(4)	ア			事業者が各業務を後日決定する場合において、複数年契約が可能としていただくことを要望します。	SPCとの民民の契約となり、県として条件を付すことは想定していません。
146	代表企業の取扱い	12	2	(4)	ア	(ア)		代表企業とは、提案段階でグループを代表して貴県の窓口となる企業という理解でよろしいでしょうか。その企業は事業期間にわたり特別目的会社の最大株主である必要はございますでしょうか。	ご理解のとおりです。 また、特別目的会社の最大株主である必要はございません。
147	代表企業	12	2	(4)	ア	(ア)		代表企業は、「県が承認した場合に限り、代表企業を変更できる」とありますが、設計・建設期間と維持管理・運営期間で代表企業を変更（新たな代表企業は当初SPC設立時点の出資企業の中より選任）する提案をすることはできますでしょうか。	可能です。
148	代表企業の取扱い	12	2	(4)	ア	(ア)		頁iiiの用語集において、代表企業とは、応募手続きを行う企業と定義がございます。一方、当項目においては、運営業務開始後の代表企業の変更ができない旨が記載されています。運営期間中の代表企業の役割として何をご想定されているかご教示いただけますようお願いいたします。 また、代表企業は運営期間中は不要との理解でよろしいでしょうか。	運営業務開始後は、県の承認の上で代表企業は変更できることとなっています。また、運営期間中の代表企業の役割は、特に想定していません。

愛知県新体育館整備・運営等事業 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項目	質問内容	回答
149	応募者の構成	12	2	(4)	ア	(ア) (イ)	応募企業または応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員になれないと なっていますが、応募時だけでなく、他の応募グループが落札者となって運営期間が 終了まで、その運営事業者の構成員として参加することは出来ないという理解で宜し いでしょうか。	他の応募企業又は応募グループの構成企業であったものは、参加で きないものとします。
150	構成企業の取扱い	12	2	(4)	ア	(イ)	他の応募企業又は応募グループの構成企業であったものは、参加できないものとしま す、とありますが、30年間の長きにわたる運営期間中社会情勢や県体育館が提供すべ きサービスのニーズは変化していくと想料されます。構成企業の変更については柔軟 な理解をいただきたく、他の応募企業又は応募グループの構成企業についても追加を 認めていただくことを要望します。	他の応募企業又は応募グループの構成企業であったものは、参加で きないものとします。
151	応募者等の一般要件	12	2	(4)	イ		「特定のスポーツ団体等」については、早期のご提示いただけないでしょうか。もし くは、「特定のスポーツ団体等」には本事業の応募資格がない旨を既に伝えていると の理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
152	応募者等の一般要件	12	2	(4)	イ		特定のスポーツ団体というのは、例えばプロバスケットボール1チームの事で、ス ポーツ協会といったスポーツ団体の集合体については特定のスポーツ団体ではないと いう理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
153	応募者等の一般要件 について	12	2	(4)	イ		SPCから施設整備業務・維持管理業務・施設運営業務等の各業務以外の業務（会計監査 やアドバイザー業務など）を受託する者は、「構成企業」には該当しないとの理解 でよろしいでしょうか。	SPCへの出資する企業が構成企業となります。出資するかは事業者の 判断となります。
154	応募者等の一般要件	13	2	(4)	イ	(ク)	「資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者」には親会社を共にする子 会社とその企業とは別の親会社を共にする企業の子会社（孫会社）の関係は当てはま らないとの理解でよろしいでしょうか？  <pre> graph TD A[親会社] --- B[子会社] A --- C[子会社] B --- D[孫会社] style A stroke:#f00 style B stroke:#f00 style C stroke:#f00 style D stroke:#f00 </pre>	会社法第2条3項及び第3条1項より、財務及び事業の方針の決定 を支配している場合、孫会社も子会社とみなします。
155	応募者等の要件	13	2	(4)	ウ		維持管理業務にあたる企業の要件が見当たりませんが、特段の要件設定は無いと考 えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	応募者の資格要件	13	2	(4)	ウ		官庁工事は一般的に、工事監理企業と建設企業は異なるのが一般的ですが、今回 は同一でも構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	応募企業又は応募グ ループの代表企業の 要件	13	2	(4)	ウ	(ア)	代表企業の条件として、「公共施設又は商業施設の運営の実績を有していること」と ありますが、弊社子会社が運営している弊社商品・サービスの一般消費者向け販売店 の運営実績は商業施設の運営実績として認められるでしょうか。	代表企業と資本関係若しくは人的関係において一定の関連のある場 合は、実績として認めます。
158	応募企業又は応募グ ループの代表企業の 要件	13	2	(4)	ウ	(ア)	a ①、②の条件は応募時点での判定となりますでしょうか。開業準備段階にある公共 施設の運営に参画していることは実績として認められるでしょうか。	応募時点の判定になります。 開業準備段階にある公共施設の運営に参画していることは実績とし て認められません。
159	応募企業又は応募グ ループの代表企業の 要件	13	2	(4)	ウ	(ア)	【公共施設の運営実績】については、自治体等から直接業務受託している者以外に、 PFI事業において事業契約締結当事者のSPCへの出資を行って事業推進の一員（代表 企業・構成企業）となっている場合も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

愛知県新体育館整備・運営等事業 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
160	応募企業又は応募グループの代表企業の要件	13	2	(4)	ウ	(ア)		【自己資本の最低金額を定める】とありますが、これは代表企業の自己資本であるとのことでよろしいでしょうか。その場合には入札公告を待たずに条件をご提示いただけないでしょうか？応募グループ組成に多大な影響があります。	入札説明書等公表時に示します。
161	応募企業又は応募グループの代表企業の要件	13	2	(4)	ウ	(ア)		応募企業又は応募グループの代表企業の要件をを満たすために、新たに入札参加資格申請を行う場合、大分類「01. 物品の製造・販売」、「02. 物品の買受」、「03. 役務の提供等」のうち、営業種目又は取扱内容にかかわらず、いずれか1つについて申請受付がなされていれば足りるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	代表企業の要件について	13	2	(4)	ウ	(ア)		代表企業の要件として、「公共施設等運営事業の実績を有していること」とあります。過去に公共施設等運営事業の入札に代表企業または構成企業として出資参加を予定していた場合でも要件を満たすものとの理解でよろしいでしょうか。	お示しの場合は、実績として該当しません。
163	応募グループの代表企業の資格要件	13	2	(4)	ウ	(ア)	a	応募企業若しくは応募グループの代表企業が、P.13ウ(ア)a①②の実績要件を満たさないが、「応募企業若しくは応募グループの代表企業と資本関係若しくは人的関係において一定の関係のあるもの」が実績要件を満たしている場合、「資本関係若しくは人的関係において一定の関係のあるもの」を応募グループに含める必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	代表企業の要件	13	2	(4)	ウ	(ア)	a	「資本関係若しくは人的関係において一定の関係にあるもの」とありますが、具体的に教えてください。	実施方針記載のとおりです。
165	代表企業の要件	13	2	(4)	ウ	(ア)	a①	「公共施設又は商業施設の運営の実績を有していること」とありますが、PFI事業(BT0方式)の構成企業として出資参加した実績を含むものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	設計業務及び工事監理業務にあたる企業の要件	14	2	(4)	ウ	(イ)	a	参加表明書提出の際の企業名称は、入札参加資格者名簿の登録名と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	設計企業	14	2	(4)	ウ	(イ)		設計業務を、提案書提出時に図面等を作成した企業が行う必要がある理由についてご教示ください。また、やむを得ない理由がある場合、県と協議の上、変更することができるとのことですが、提案上、設計業務を行う企業名の明記が必要となっております。図面を作成した企業の確認はどのように行う予定でしょうか。	提案時の図面等を作成した企業が設計を行うことが通常と考えています。図面等を作成した企業は、提案時又はSPCが設計業務を行う企業の届け出時に確認します。
168	建設業務にあたる企業の要件	14	2	(4)	ウ	(ウ)	a	参加表明書提出の際の企業名称は、入札参加資格者名簿の登録名と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	事業者を選定しない場合	16	2	(5)	カ			応募者が1グループ(1企業)の場合でも選定手続きは継続され、応募したグループ(企業)に失格要件等が無い場合には事業者として選定されるとのことでよろしいでしょうか。それとも、競争性、公平性を加味して事業者選定手続きは中断(中止)するのでしょうか。	手続きを進めることを想定しています。
170	特別目的会社の設立	16	2	(6)	イ			特別目的会社が新体育館において、自ら興行を主催することも想定していますが、これは運営実施業務に含まれるため、本事業以外の事業の兼業には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	特別目的会社の設立等	16	2	(6)	イ			【議決権を有する株式による出資者は構成企業のみ】とのことですが、それ以外の出資比率等については県として特段の条件はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

愛知県新体育館整備・運営等事業 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項目	質問内容	回答
172	特別目的会社	16	2	(6)	イ		特別目的会社（SPC）から直接業務を受託することがない出資のみの企業は、応募グループに参加できますでしょうか。	参加できます。
173	基本協定	16	2	(6)	ア		提案上、統括マネジメント業務を行う企業以外の構成企業の明記が不要の為、基本協定は各業務にあたる構成企業の本事業における役割に関する事項を規定しない場合もあるという理解で宜しいでしょうか。	統括マネジメント業務を行う企業以外の構成企業の明記については、「不要」ではなく「必須ではない」とご理解ください。そのうえで、提案内容によっては、統括マネジメント業務以外の各業務に関する構成企業の役割を基本協定に規定しない場合もあります。
174	基本契約の締結	17	2	(6)	ウ		21年に締結するのが基本契約となっていますが、これは通常の実施契約とは異なるものなのでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	基本契約の締結	17	2	(6)	ウ		基本契約は、施設の設計、建設を包括的かつ詳細に規定する契約と、運営・維持管理について、PFI 法第22 条第1 項に基づく公共施設等運営権に関する事項を包括的かつ詳細に規定する契約を一括で締結するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	事業者の保有する運営権の譲渡	18	3	(4)	ア		事業者がプロジェクトファイナンス等の資金調達スキームを使用する際に、事業者は運営権に対し担保設定できるという理解でよろしいでしょうか。	運営権に対する抵当権の設定は可能です。ただし、県の事前の承認を受けるものとします。
177	議決権付株式	19	3	(4)	イ		議決権付株式による出資者は、基本契約が終了後は、県の事前承認なしに自己の保有株式を他の出資者への譲渡することは可能と考えてよろしいでしょうか？	契約終了後は、SPCは解散となりますので、承認は不要となります。
178	計画地の概要	20	4	(1)			計画地は「第一種風致地区」に該当しますが、計画に伴う緩和措置があるということでしょうか。またその場合は申請や協議が必要となるのでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
179	計画地の概要	20	4	(1)			計画地内の緑化計画に伴う緑化率に関しては、新体育館計画に伴う伐採等整備が行われた後の緑化率削減後が基準になるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	計画地の概要	20	4	(1)			計画地内に保存や移設すべき石碑や保存樹等がありますでしょうか。また移設が必要となった場合の費用負担は事業者負担でしょうか。	別途、県が負担することを想定しています。詳細については、入札説明書等公表時に示します。
181	立地条件に関する事項	20	4	(1)			地下鉄の新しい出入口を計画されていた場合、出来る位置を入札説明書等でお示しただけですでしょうか。また、その場合の駅改修工事につきまして、飲食等の計画予定もありましたら合わせてお示しただけですよう宜しくお願い致します。	出入口の計画については、入札説明書等公表時に示します。その他の計画については承知していません。
182	立地条件に関する事項	20	4	(1)			本計画地は第一種風致地区に該当していますが高さ制限（10m以下）などの各種規制に関しては事前に市と調整されていると考えてよろしいでしょうか。また、詳細については、入札説明書等公表時において示されると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
183	立地条件に関する事項	20	4	(1)			計画地と名城公園との境界は建築基準法上の敷地境界ではなく、見做し上の境界線との理解でよろしいでしょうか。（容積率・建蔽率算定敷地は計画地（4.6ha）のみではなく名城公園全体が対象となる、隣地が公園敷地内である場合は建築基準法上の制限は適用されず、名城公園と接する敷地境界沿いにおいては隣地斜線が適用されないなど。）	入札説明書等公表時に示します。
184	既存工作物の取扱い	20	4	(2)			既存工作物の撤去並びに樹木の伐採は本事業とは別途資費で実施されると考えてよろしいでしょうか。	別途、県が負担することを想定しています。詳細については、入札説明書等公表時に示します。
185	現体育館の土地使用料	20	4	(3)	ア		現行の体育館の公園使用料をご提示願います。	入札説明書等公表時に示します。

愛知県新体育館整備・運営等事業 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
186	土地使用料	21	4	(3)	アイ			営利を目的として興行が行われた場合に市が国に支払う土地使用料相当額を、公園使用料として県が市に支払う仕組みと理解しますが、新体育館の運営時に事業者が負担する費用は、あくまで市に対して支払う公園使用料であり、これは営利目的で興業が行われた場合のみ発生するとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
187	新体育館の土地使用料	21	4	(3)	イ			現体育館の土地使用料の考え方が継続されることを前提に事業計画を計算する予定とありますが、実際にこの契約が確定するのはいつ頃になる予定でしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
188	土地使用料	21	4	(3)	イ			「現体育館の土地使用料の考え方が継続されることを前提」とのことですが、現体育館の土地使用料（総額及び月㎡単価）をご教示いただけますでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
189	土地使用料	21	4	(3)	イ			公園施設設置許可に対する使用料とは、公園施設設置面積（建物投影面積）に対する土地使用料と考えてよろしいのでしょうか。それとも、計画敷地全体に対する土地使用料になるのでしょうか。また、土地使用料は、公園施設設置許可が下りた段階から発生すると考えればよろしいのでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
190	土地使用料	21	4	(3)	イ			この土地使用料は収支計画に大きく影響しますので、早期の情報開示をお願いいたします。	入札説明書等公表時に示します。
191	土地使用料	21	4	(3)	イ			土地使用料は、コンセッションの趣旨からすると、運営権対価に含むべきと考えますが、いかがでしょうか。	実施方針記載のとおりです。詳細については、入札説明書等公表時に示します。
192	新体育館の土地使用料	21	4	(3)	イ			公園使用料の対象となる範囲及び月額平米単価をご教示ください。	入札説明書等公表時に示します。
193	新体育館の土地使用料	21	4	(3)	イ			「現体育館の土地使用料の考え方が継続されることを前提」とありますが、かかる前提が変更された場合にはリスク分担表における「制度関連リスク 法制度 13」に該当し、県がリスクを負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	既存施設への配慮	21	4	(3)	ウ			新たに地下鉄の出入り口を敷地内に設ける場合、その出入口の位置については、新体育館のプランに応じて地下鉄利用者とランニングコースを利用するランナーとの交錯を出来るだけ回避する位置を協議させて頂けますでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
195	既存施設への配慮	21	4	(3)	ウ			「ランニングコースはなるべく現状に合わせた形状を」と記載されておりますが、変更する場合どの程度まで変更可能な指標を提示いただけますでしょうか。	基本的には現状の形状にあわせることが条件です。
196	既存施設への配慮	21	4	(3)	ウ			「ランニングコースはなるべく現状に合わせた形状を」と記載されておりますが、新体育館稼働後の車両動線との交錯を回避することを優先させるべく、高架上のランニングコースを新設する検討は可能でしょうか。	基本的には現状の形状にあわせることが条件です。
197	既存施設の配慮	21	4	(3)	ウ			事業期間にわたり、公園の門、柵、ベンチその他の公園施設やランニングコース等計画地内に含まれる新体育館（駐車場等の附属施設を含む。）以外の公園施設の設置/運用/保守は、特別目的会社の責任・費用ではないという認識で宜しいでしょうか。	計画地内すべてが対象です。
198	既存施設の配慮	21	4	(3)	ウ			既存施設に該当する物はランニングコースのみでしょうか。	既存樹木など計画地内のすべての施設です。

愛知県新体育館整備・運営等事業 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
199	既存施設の配慮	21	4	(3)	ウ			「公園内を周回するランニングコースを計画地内に確保」「公園の入り口でもある計画地南メイン園路についても機能確保」「詳細については、入札説明書等公表時において示します」とありますが、工事期間中の取り扱い（誰が整備するのか、誰がこれらの公園施設の設置・管理者となるのか等に関する事項を含む。）についても、入札説明書等公表時に示されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	既存施設への配慮	21	4	(3)	ウ			ランニングコースはなるべく現状に合わせた形状との事ですが、機材搬入時などの大型トラックや関係者車両など安全面を考慮しまして変更を行うことも可能でしょうか。	基本的には現状の形状にあわせることが条件です。
201	建築基準法の制限	21	4	(4)	ア			新体育館の建築には、都市計画法第9条第14項及び建築基準法第49条第2項による特別用途地区に関する手続き又は建築基準法第48条第6項ただし書きによる許可申請が必要とのことですが、この許可申請は申請が潤滑に進むことを想定、またその協議に伴う地域貢献項目等が求められた場合の計画変更は認めてもらえると想定してよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
202	建築基準法の制限	21	4	(4)	ア			新体育館の建築には、都市計画法第9条第14項及び建築基準法第49条第2項による特別用途地区に関する手続き又は建築基準法第48条第6項ただし書きによる許可申請が必要とのことですが、その他提案上（例えば高さ制限の緩和）必要な法令変更や許可申請手続は、県が全面的に協力頂くと共に、手続きが停滞した場合は設計期間や提案の変更が可能という理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
203	建築基準法の制限	21	4	(4)	ア			新体育館の建築には、都市計画法第9条第14項及び建築基準法第49条第2項による特別用途地区に関する手続き又は建築基準法第48条第6項ただし書きによる許可申請が必要とのことですが、コンサート等多様なイベント開催を考慮するとともに、感染症対策にもつながる開放性を確保するため、アリーナの有効天井高さを出来るだけ確保したいと考えますが、制限緩和は可能でしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
204	建築基準法の制限	21	4	(4)	ア			新体育館の建築には、都市計画法第9条第14項及び建築基準法第49条第2項による特別用途地区に関する手続き又は建築基準法第48条第6項ただし書きによる許可申請が必要とのことですが、この許可申請は滞りなく行われるという理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
205	建築基準法の制限	21	4	(4)	ア			新体育館の建築には、都市計画法第9条第14項及び建築基準法第49条第2項による特別用途地区に関する手続き又は建築基準法第48条第6項ただし書きによる許可申請が必要とのことですが、その他提案上（例えば高さ制限の緩和）必要な法令変更や許可申請手続は、県が全面的に協力頂くと共に、手続きが停滞した場合は提案の変更が可能という理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
206	建築基準法の制限	21	4	(4)	ア			新体育館の建築には、都市計画法第9条第14項及び建築基準法第49条第2項による特別用途地区に関する手続き又は建築基準法第48条第6項ただし書きによる許可申請が必要とのことですが、併せて31mの高さ制限の緩和が必要となるプランの提案は可能でしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
207	公園施設設置許可	21	4	(4)	イ			「県は、運営開始前までに、（中略）公園施設設置許可申請を行い、許可を得る予定」とのことですが、着工前までに公園施設設置許可申請を行い、許可を得る必要はないものとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
208	公園施設設置許可	21	4	(4)	イ			駐車場整備についての記載がありませんが、駐車場の確保や利用料金の考え方につきまして、現時点での方針をお示し頂けますでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。

愛知県新体育館整備・運営等事業 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
209	公園施設設置許可について	21	4	(4)	イ			公園施設設置許可の範囲をご教示ください。新体育館の本体建物部分に加えて駐車場・通路及び付属設備等も含まれると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
210	公園施設設置許可について	21	4	(4)	イ			現体育館に関する公園施設設置許可に係る公園使用料は、「同法第15条」に基づくものということですが、これは都市公園法15条という理解でよろしいでしょうか。別途、都市公園法第18条及び名古屋市都市公園条例第12条に基づく使用料の納入は不要という理解でよいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
211	公園施設設置許可等について	21	4	(4)	イ			新体育館に係る公園施設設置許可は事業期間にわたり県の責任で維持されるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
212	公園施設設置許可等について	21	4	(4)	イ			任意事業においては、任意事業者が市に対して直接設置許可を受けることになりませんか。その場合は貴県のご協力をいただきたく存じます。	入札説明書等公表時に示します。
213	公園施設設置許可等について	21	4	(4)	イ			任意事業においても、公園施設設置許可は運営期間にわたり維持されるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
214	都市公園の占有許可	22	4	(4)	ウ			集客力のある多彩なイベントによる収益向上を図るため、仮設店舗等のイベント誘致時には届出のみで占有が可能と考えても宜しいでしょうか。また、難しい場合は、届出のみの緩和措置をお願いいたします。	入札説明書等公表時に示します。
215	都市公園施設の占用許可について	22	4	(4)	ウ			事業計画地内においては、市が事業者以外の者に対し公園施設の設置許可又は都市公園の占用許可を与えることはない、と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
216	都市公園施設の占用許可について	22	4	(4)	ウ			事業計画地外であっても名城公園北園においては、市が事業者以外の者に対し、本事業と競合する公園施設の設置許可又は都市公園の占用許可を与えることはない、と考えてよろしいでしょうか。	計画地外のことは想定していません。
217	第三者機関の設置	23	5	(1)	エ			「複数の有識者により構成する「第三者機関」」の設置主体、費用負担は、県・事業者のどちらになるかご教授ください。	県・事業者の折半を想定しています。
218	カハナフスに関する事項 エ 第三者機関の設置	23	5	(1)	エ			「第三者機関」とありますが、こちらについては県が選定・設置されるとの理解で宜しいでしょうか。	県・事業者が協議のうえ選定・設置することを想定しています。
219	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	27	7					事業者に対する資金調達の支援を検討する金融機関として、本事業の継続性を確保する目的で貴県との間で協議を行い、直接協定を締結することが必要と考えていますが、貴県のお考えをご教示ください。	必要に応じて直接協定の締結を想定しています。
220	その他の事由により本事業の継続が困難となった場合	27	7	(2)	ウ			政府や県が発令する緊急事態宣言などの場合の補償などについて、詳細な条件を入札説明書で明確にご教示いただけませんかでしょうか。	不可抗力などについては、別途協議となることを想定しています。
221	その他支援について	28	8	(3)				県から事業者への協力について、現時点でご教示いただけるものはございますでしょうか？	現段階で具体的に想定しているものはありません。
222	県議会の議決	29	9	(2)				基本契約に関する議案と同時に、指定管理者の指定の議決が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
223	使用言語及び通過	29	9	(4)				使用言語及び「通貨」が正と考えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。

愛知県新体育館整備・運営等事業 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項目	質問内容	回答
224	リスク分担表	30					議会議決に対しては一般に民間事業者が影響を与えることは困難と考えられるところ、不承認の事由として挙げられている「事業者の事由」として想定される事象を具体的にご教示ください。	議会において個別事象に即して判断するものであり、県としてあらかじめ具体的に例示することはできません。
225	不可抗力リスク	31	No. 23				「天災等大規模な災害及び暴動等予測できない事態の発生」に疫病（例：現在のコロナ）発生時は含まれますでしょうか。また、「事業者負担は保険の範囲内に限る」とございますが、加入する保険によって範囲が異なりますので負担の範囲を具体的に教えて頂けますでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
226	共通 不可抗力	31	No. 23				不可抗力リスクは両者に○がついており「事業負担は保険の範囲内に限る」とありますが、不可抗力により運営が困難となった場合の営業補償についても、貴県にご負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
227	不可抗力リスクについて	31	No. 23				「事業者負担は保険の範囲内に限る」とされております。当該保険に免責金額が設定されている場合はその免責金額も事業者が負担するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
228	不可抗力リスクについて	31	No. 23				不可抗力リスクには、新型コロナウイルス等の疫病感染防止等にかかる対策による費用増加や施設休業などによる収益減少についても適用されるものとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
229	維持管理・運営段階の事業リスク	32	No. 43, 44				新体育館および任意事業の需要変動による事業収入の変動は、事業者が負担する旨記載されていますが、本施設はスポーツ・各種イベント等の多目的に使用する施設につき、需要変動リスクが大きく、且つ正確な見積りの難易度が高い事業です。事業者収入の変動に対し一定の閾値を設定し、当該閾値を超えたロスについて県の負担とする制度とし、また上振れた場合の上振れ収入について事業者のインセンティブも確保しつつ県と事業者にて折半とする制度設計をご検討頂けないでしょうか。	ご質問の内容を事業条件に含めることは予定していません。
230	維持管理・運営段階の事業リスク	32	No. 43, 44				新体育館および任意事業の需要変動による事業収入の変動は、事業者が負担する旨記載されていますが、足元のコロナウイルス感染症対策に伴う、公共からのイベント開催自粛要請等の事象は「不可抗力リスク」に該当することを明記頂けますでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
231	—	—	—				施設設置予定場所への電気・通信・水道・ガス管等の引き込みの整備状況についてご教授ください。また、未整備の場合、それらの整備負担の考え方についてご提示願います。	入札説明書等公表時に示します。